

キャンベラ補習授業校での取り組み

会員 飯島 健太郎



要 約

筆者は、1999年（平成11年）から約10年半の間、東京の特許事務所に勤務した後、2010年（平成22年）3月からオーストラリアの特許事務所である Pizeys（ピゼイズ）- Patent and Trade Mark Attorneys に勤務している。弁理士登録は2006年（平成18年）。現在は同事務所のキャンベラ・オフィスに所属。オーストラリア生活は4年目に入っている（2013年5月現在）。同事務所にてさまざまな知財案件に携わる傍ら、日本人の子どもたちが学ぶキャンベラ補習授業校・高等学校部にて教壇に立つようになって2年目。弁理士として「先生」と呼ばれることはあったものの、まさか、日本を離れた後に講師として「先生」と呼ばれることになるうとは。筆者が、どのような経緯で、海外における日本人の教育現場へ足を踏み入れることになったのか、そして、実際、そこでどのようなことを行なっているのか、その一例を紹介する。

目次

1. はじめに
2. 「日本人学校」と「補習授業校」
3. 「補習授業校」との出会い
4. 海外であるが故の難しさ
5. 「弁理士」について説明してみた
6. 「特許」について説明してみた
7. 「商標」について説明してみた
8. おわりに

て、日本の約20倍である。一方で、オーストラリアの総人口は約2千万人である。つまり、東京都民と埼玉県民の合算人口と、オーストラリアの総人口とが概ね同じであるということである。

そして、わたしが暮らしている首都キャンベラの人口は約35万人。これは、長野県の長野市、愛知県の豊橋市、東京都の品川区、そして、キャンベラと姉妹都市の関係にある奈良県の奈良市などと概ね同規模である。

キャンベラでは、約一千人の日本人が生活を営んでいる⁽²⁾。この“一千”という数字は、決して大きくはないものの、これだけの規模の日本人コミュニティが形成されることになると、日本国籍を有する子ども達の数も無視できるものではなく、しかるべき日本の教育機関が設けられている。

2. 「日本人学校」と「補習授業校」

海外における日本の教育機関としては、大きく分けて、「日本人学校」と「補習授業校」という2つの種類が存在する。

前者の「日本人学校」は、平日、毎日6時間程度の授業を行う全日制の学校であり、一方、「補習授業校」は、平日の放課後または週末に、文字通り、補習的内容の授業を行なう学校である⁽³⁾。

1. はじめに

日本人にとって、オーストラリアの代表的な都市と言えば、十中八九、「シドニー」または「メルボルン」の名が挙げられる。或いは、往年のF1（Formula 1）ファンなどは、かつて、中島悟選手が雨の中の激走を見せたオーストラリア・グランプリの開催地「アデレード」を挙げるかもしれない⁽¹⁾、グレート・バリア・リーフへの観光拠点である「ケアンズ」に馴染みのある方も多いただろう。

しかし、オーストラリアの首都「キャンベラ」を知る日本人は、残念ながら非常に少ないようである。実際のところ、オーストラリア人であっても、キャンベラに行ったことがない、という人間が非常に多い、というのが偽らざる感想である。

オーストラリアの国土は世界第6位の広さであっ

日本人学校は、原則として、それなり日本人の多く住む都市に設けられており、例えば、オーストラリアであれば、前出のシドニーやメルボルンといった大都市に存在する。

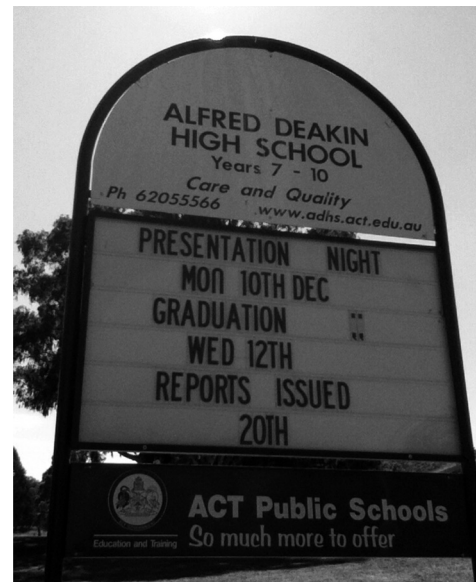
一方、補習授業校は、キャンベラのような中小規模の日本人コミュニティを形成する都市に設けられていることが多く、例えば、オーストラリアであれば、キャンベラの他にも、ブリスベン、ケアンズといった都市にも存在する。なお、シドニーやメルボルンのように、日本人学校に加えて、補習授業校が併存しているような都市もある。

この補習授業校は、必ずしも文部科学省の認可を受ける必要はないようであるが、キャンベラ補習授業校のうち小学校および中学校に対応するクラス（以後、便宜的に「本校」という）は、同省からの認可を受け、海外子女教育財団から経済的な支援も受けている。

また、キャンベラ補習授業校は、毎週土曜日の午前9時から正午までの3時間の授業を行なうことを原則としている。そして、世界中に点在する他の補習授業校と同様、自前の校舎は持たず、現地の学校の校舎を、授業を行なう時間帯のみ借用することで運営されている。

同本校は、日本の小学生および中学生に該当する年齢の子ども達が通うことを前提として設置されており、したがって、原則として6歳から15歳までの日本国籍を有する子ども達が通っている。

しかし、わたしが講師をしている同校の高等学校部は、このような認可を受けているわけではなく、キャンベラ補習授業校の名誉副代表を務められておられる、オーストラリア国立大学アジア・太平洋カレッジの池田俊一先生が中心となって2011年に立ち上げられた、いわば私塾的な学校であり、池田先生の言葉を借りると、キャンベラの寺子屋的な存在である。



Alfred Deakin High School 入口の標識

高等学校部の授業は、本校の授業が行なわれる現地校、Alfred Deakin High School の一室で行なわれており、日本の高校生に対応する年齢の生徒、即ち、16歳から18歳の生徒が通っている。とは言っても、生徒全員で5~6名という小所帯であり、学年の垣根も無く、きわめて小さな、田舎の山の分校といった趣である。



Alfred Deakin High School の外観

高等学校部自体は、教室の借用料、保険加入料、講師への謝金といった諸々の経費を生徒達が負担する授業料で賄っており、上述のように、日本政府からの認定を受けているわけでもなければ、経済的援助を受けているわけではない。したがって、日本政府が定めた教育指導要領などに縛られることも無く、かなり自由に、そのカリキュラムを設定することが出来る。したがって、生徒の状況に合わせた授業が出来るようになっている点が非常に興味深いところである。

なお、この高等学校部で教えている教科は、現在のところ、「歴史」「数学」「国語」の3つである。これら

のうち、歴史の授業を上述の池田先生がご担当され、また、数学の授業をオーストラリア国立大学（The Australian National University, College of Physical and Mathematical Sciences）で勤務されておられる河野光彦先生がご担当され、そして、わたしは国語を担当している。

3. 「補習授業校」との出会い

わたし自身は、自分の子どもというものを授かったことがないので、子どもの教育ということになると、知識もなければ、経験も無いという、文字通り全くの未知の領域である。したがって、初めて講師を受任させていただいた頃、わたしは、既にキャンベラで1年以上で暮らしてはいたものの、補習授業校についてはほとんどその実態を知らず、また、自分が同校に関わるようなことになるとは夢にも思っていなかった。

他方、わたし自身は学生の頃からテニスをそれぞれに真面目にプレイしており、キャンベラに来てからは仕事そっこのけでテニスばかりの生活を送っていたところ（注：ホントは仕事もマジメにやっていますので、クライアントの皆さん、ご安心ください）、テニスを通じて様々な方々と会う機会に恵まれていた。

例えば、アメリカ、ロシア、メキシコといった様々国々の外交官達とプレイすることも珍しくなくなってきていたし、コートで戦った後に相手が豪州特許庁の職員であることが判明するようなこともあった。また、恐れ多くも、在オーストラリア日本大使館の佐藤特命全権大使（現・在タイ日本国特命全権大使）とも、プレイをご一緒させていただくようなこともしばしばであった。

このように、テニスを通じて知り合った方々の中の一人に、オーストラリア国立大学の池田俊一先生がいらっしゃった。池田先生は、同大学のアジア・太平洋カレッジ日本センターのセンター長という要職にあり、また、かつては、米国のハーバード大学でも教鞭をとられていたという方なのだが、わたし自身は、当時、そんなことは全く知らず、正直言って「テニスが上手な大学のオッチャン」といった程度の認識しかなかった（池田先生、お赦し下さい）。

その池田先生とテニスをご一緒したある日の翌日、

高等学校部の国語の講師のポジションが空いているけれども興味があるか、といった旨のお話をいただいたのが、わたしが、キャンベラ補習授業校に携わる事となったきっかけである。

そもそも、わたし自身は教員免許を持ち合わせていない。特許明細書を書くことは出来ても、学問としての国語を教えるだけの知識があるとは到底思えなかったもので、当初は二の足を踏んだ。ただ、その時、感覚としてはっきりしていたのは、もし、この機会を逸すると、きっと後で後悔することになるだろう、という確信めいた気持ちであった。このため、もし、状況が許すのであれば是非にやらせていただきたいとの旨を池田先生に伝え、最終的に、同校の教壇に立つ機会をいただけることになったのである。



生徒、保護者および講師一同 右端が池田先生

4. 海外であるが故の難しさ

授業を始めた当時、クラスの生徒数は6名であった。その内訳は、3名がいわゆるハーフ（両親の一方が日本人）で、残りの3名は両親ともに日本人というクラス構成であった。

生徒達は、ビックリするくらいに人懐っこく、素直で、いい子達ばかりであった。もっとも、こんなことを書くと、「それはオマエの勘違いだ」とか「飯島は人が良過ぎるんじゃないのか」といったように受け取られる方々も多かろうが、これが、正真正銘、本当にホント、どういうわけか、いいコ達、ばかりなのである。キャンベラの澄み切った空や美しい緑がこのような子どもたちを育むのであろうか。

わたし自身は東京の郊外で生まれ、なんとなくひねくれた子どもとして育ったのであるが、そんな経験が

あるが故に、思春期当時の自分自身とキャンベラの高校生とを比べると、その差があまりにも大きく、心から驚いたことを今でも鮮明に覚えている。

もちろん、彼ら彼女らとて、いくつか欠点はあるのだが、少なくとも、人間として備わっていて欲しい素養と言うか、骨格と言うか、そういった人間としての土台が、非常にしっかりしており、素直で、また、捻じれていないように思えるのである。ちなみに、自分の教え子達に対する上記の印象は、1年以上経った今でも、まったく変わっていない。

クラスに生徒が5~6名程度しかいない、ということもその理由の一つではあるが、とにかく、高等学校部の生徒達は、非常に積極的に授業に食いついてくる。

「知らなーい」

「わからなーい」

といった反応が極めて多いことは確かなのだが、ただ、このような反応は、

「別にどうでもいいです」

「とにかく授業を進めちゃってください」

といった冷めた反応とは大きく異なるのである。故に、理解が深まった時の反応も鋭く、教える側としても非常にやりがいを感じる。

日本語による会話となると、生徒達は、それぞれ、日本にいる若者達となら変わりはなく、ポンポンといろいろな話題が飛び出し、楽しいおしゃべりが展開される。また、生徒達が使う日本語は、非常に流暢で、自分が受け持っているこのクラスが、日本から遠く離れたオーストラリアにあることを忘れてしまうほどだ。

ところが、いざ、読む、書く、ということになると、一気に個人差がでてくる。例えば、日本語の新聞や雑誌の記事では、教科書には出てこないようなさまざまな表現が頻出するが、そんなかなり難しい文章すら、あまり苦にせず、かなりスラスラと読んでしまう子もいれば、一方で、比較的簡単だろうと思われる文章でも、なかなか読めない子もいる。

当時、自分が授業を受け持つことが決まってから、日本の高校生向けに作られた一般的な教科書を一冊丸々読んでみたり、或いは、大学受験のために書かれ

た参考書のうち初歩的なレベルのものを日本の通販サイト経由で取り寄せ、目を通してみたり、といった程度の準備は済ませてはいた。しかし、これらの一般的な教材を、自分が受け持つクラスにそのまま使ったとしても、一部の生徒が理解できるだけで、残りの生徒にとってはチンプンカンプンな授業になってしまうであろうことが、数回の授業でわかってきた。

とはいえ、授業で使う題材にはとても気を使ったし、現在でも、いつも悩む点である。特にいつも気を使っているのは、生徒の全員がいまいちよく知らないであろう、という題材を講義に用いることである。また、教科が「国語」となっている以上、あくまでも日本語を切り口にした教材を使用すべき、という点にも留意している。

わたしの授業では、毎週、生徒に歌を唄ってもらっているようにしている。歌自体は、わたしが指定したのではなく、生徒が自分で唄いたいものを選んでもらうようにしている。基本的にどのような歌でもかまわないのだが、国語の授業なので、「日本語の歌」という制限だけは設けている。

また、ただ唄うだけではもったいないので、生徒が選んできてくれた歌の詩をみんなで読み、その詩の中で読み難い漢字や、面白い表現が出てきた場合には、それらの点について解説を加えたり、生徒達の意見をきいてみたりしている。

歌を題材とする授業を導入した当初、生徒達はかなり面食らったようであったが、初回はわたし自身が唄い、これが大して上手くなかったためか、それ以降、子どもたちは過度に緊張することもなく、楽しんでくれているように思う。

このように、ある意味ではかなり特徴的な授業をやらせていただいているのであるが、これは、わたし自身が、厳密な意味での教員ではないのだからと、開き直っていることにもよるし、また、池田先生から「飯島さんの思うように、自由にやってみて欲しい」、と仰っていただいていることにもよる。ありがたいことである。

5. 「弁理士」について説明してみた

ここで、知財関係の題材を用いた授業の一例を紹介してみる。

そもそも、生徒達にとって、ある日突然に教壇に現れたオヤジが、自己紹介で「僕は“ベンリシ”です」と説明しても、理解できるはずがない。ざっくりと説明はしてみたのだが、うまくわかってもらえない。(もっとも、弁理士の仕事の内容を日本の高校で説明したとしても、おおむね似たようなものであったろうとは思う)

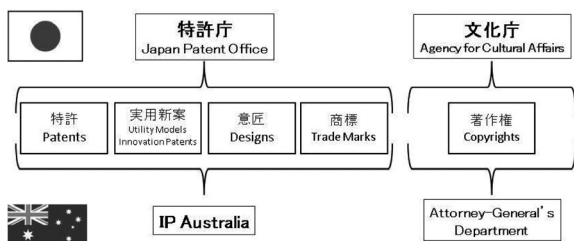
まず、「弁理士」という職業を知っているかを尋ねると、当然に、“知らない”という回答である。

では、「Patent Attorney」とか、「IP Lawyer」といった名称ではどうか、と尋ねると、“ふーん…じゃ、先生はlawyerなの?”といった回答である。

厳密な意味で“lawyer”と言っているのかどうかは微妙だけれども、少なくとも、ここオーストラリアでは弁理士を“IP Lawyer”って表現することもあるみたいだから、まあ、そんな感じ、といった回答を試みる。

そうすると、当然に「IPって何?」ということになり、“Intellectual Property”について、ざっくりとした説明をしたところ、わかったような、わからないような、そんな感触であった。

☀ 担当省庁 / Responsible Departments



授業で使った資料の一例

もっとも IP について説明する際、「IP オーストラリア (豪州特許庁) の建物、知らないかな? ほら、あの Woden のスケートリンクとか、プールの向いにある緑っぱい建物」というと、「あ…それなら、知ってるかも」という生徒がいたことは、いかにも、首都キャンベラらしいという気がした。ちなみに Woden とは、豪州特許庁、および、わたしが普段勤務している

特許事務所がある地域の名称である。

ただ、実際のクラスでは、その後、「Woden なんか行かない。だって、Woden って、わたしの家から遠いし、あと、なんかダサくない?」などと一人の生徒が言い出すと、すかさず、他の生徒が「ダサくねーだろ〜」と応戦し、「ダサイよ〜」「ダサくないだろ!」… …というわけのわからない議論が始まってしまう。積極的に発言する子ども達ばかりのクラスで、授業の本題に入るまでの道は、毎回、長く険しいのである。



生徒達と教室にて

6. 「特許」について説明してみた

「特許」を知っているかについても訊いてみた。当然に、最初の回答は「特許? なにそれー」「知らない」といったものだったので、「アップル社とサムソン社が、お互いの特許を侵害したとかしないとかで、オーストラリアでもバチバチ戦っているよね? 知らないかなあ?」と、訊いてみると、「あ、それは知ってるー」ということになってホッとします。

しかし、間髪いれずに、生徒達は自分の気に入っている携帯電話の機種がどれだとか、どの携帯電話のデザインが好みではないとかいった話で盛り上がってしまうのは上述の通りである。

授業を受け持った当初は、話題がどんどん脱線して行ってしまうという展開に面食らったが、これも、生徒達が授業中、躊躇なく発言するという積極性の表れでもあろう。ゆえに、最近では、この傾向もご愛嬌、と思いついて、ある程度のところまで話が展開する分にはあまり気にせず、わたし自身も楽しむようにしている。

理解して貰えるかどうかはともかく、世界的な懸案事項となっているアップル社の対応日本特許公報の一

つを生徒達に配ってみた。

とりあえず、その公報に目を通すように言うと、当然に「なにこれー」「ぜんっぜん、わかりませーん」という苦情の嵐が吹き荒れるのであるが、一方で、図面に辿り着いた生徒から「あっ、これ、アイフォンの電源切るやつじゃん?」といった、鋭いコメントも飛び出した。

ご存知のとおり、iPhone™あるいはiPod Touch™といったアップル社のタッチパネル製品の多くは、電源を切る際に、あるアイコンをスライドさせるように画面を指でなぞるような仕様になっているのだが、配布した特許公報はこれに関する技術のものであった。

ざっと特許公報に目を通してもらったところで、この文献全体が権利になるのではなく、“特許請求の範囲”の記載が、最終的に“特許権”になるのだと説明し、ある生徒に請求項1を朗読してもらった。

難解であろう単語がちりばめられた文章を、最後は息も絶え絶えという感じで読み上げてくれた生徒に、理解できたかを尋ねると、当然のことながら「全くわかりません」ということであった。

特許請求の範囲では、出来るだけ広い概念を示す言葉で発明を規定しようとしていることを説明し、図面と照らし合わせながら、上位概念、下位概念といったことを説明してみた。やっと「国語」の授業が始まった感じである。

最終的に、生徒達は、請求項の中に出てくる、「電子機器」という記載は、実は、“携帯電話”や“携帯音楽プレーヤ”などを上位概念化したものであり、また「画像」という記載は、“アイコン”などを上位概念化したものであったことを、自ら理解してくれたようであった。

やっとのことで掴んだ生徒達の関心を、ここで手放すわけにはいかない。そこで、予め用意してあった別の題材を見せ、生徒のみんなで、特許請求の範囲を考えてもらうことにした。

ここで示した題材は「コタツ」である。

そもそも、オーストラリアでは、わたしの知る限り、コタツを現地で入手することは出来ない。したがって、コタツを知らない生徒がいるのではないかと、思ったのも、コタツを教材として選んだ一つの理由である。

少々話が脱線するが、同校で講師をやってみないかというご提案をいただいた当初、池田先生から、教育に関してさまざまなお話を伺った。そのとき、先生が「国語を教えるということは、実は、国語を通じて日本の文化を教える事であるように思うのです」というお話を伺い、とても感銘を受けた。

わたし自身としても、どのような題材を扱ってもしよいような場面では、できるだけ、日本固有のものを教材として用いるように心がけている。これは、オーストラリアで生まれ育ち、あまり日本へ馴染みのない生徒が、いつか日本で暮らすようなことになったとしても、日本の文化に対して、あまり戸惑うようなことのないようにしてあげたい、という気持ちもある。

話を元に戻そう。

生徒達に、コタツの構造を図を使って説明した上で、出来るだけ少ない構成要素で、且つ、広い概念を示す言葉でコタツの構造を自分なりに表現してみたい、という課題を与えてみた。また、コタツの足(脚部)には、樹脂製の滑り止めが設けられている、という特徴は、かならず盛り込むように、という条件も付けてみた。

授業の1コマが50分しかないという時間的制限もあって、各生徒にじっくりと考えてもらう時間を十分に取れなかったのが残念であったが、とにかく、暫し考えてもらい、その後、わたしが事前にドラフトした請求項案を生徒達に示して、この授業は終わるはずであった。

以下、わたしが提案した請求項1である。

[Claim 1]

少なくとも3つの「脚」と、

前記少なくとも3つの脚を互いに接続する「フレーム」と、
前記フレームの上に置かれた「板」と、
前記フレームに設けられた「暖気部」とを有すること
たつであって、
前記脚部のそれぞれの下端には、樹脂製の「パッド」
が固定されている
ことを特徴としている。

しかし、ここで、一つハプニングが生じた。

生徒の一人が、「脚が3つある必要はないのではないか」と言い出したのである。わたしは、カメラの三脚を例に出し、何かを支えるための脚は最低3つあることが前提であることを説明した。

しかし、彼は、オーストラリアの学校で使われている机の脚は2本しかない、と主張するのである。

そんなバカな、と思ったものの、実際、授業をやっている教室に置かれていた机を見ると…脚ということについていえば、確かに「2本」なのである。



キャンベラ補習授業校で使われている机 確かに…

うーん…確かに脚は2本だけど、地面と接しているのは3点以上…苦しいか…そもそも、ということは、1つ脚のコタツも概念的にはあり得るのかあ…などとブツブツつぶやいてみたものの、生徒は得意げに微笑むだけである。一本取られた格好になってしまった。

7. 「商標」について説明してみた

生徒達に、何か知っている商標を挙げて欲しい、と言うと、Nike, Adidas, Sony, Apple…と、企業名がズラリと並んだ。企業名以外でも商標になり得ることを伝えると、今度は、iPhone, Galaxy…といった携帯電話の名称がどんどん出てきた。

その中で、「コタツ」という意見があったので、普通名称は基本的に登録され得ないのだということを説明した。

しかし、その説明をきいていた1人の生徒が、「じゃあ、“アップル”だって普通名称じゃないですか」と言い出した。なんとという美しい展開であろう。この子のおかげで、流れるように指定商品・役務といった諸々の事項の説明をすることができた。

とはいえ、ただの座学を好まないスーパー・アクティブな子ども達である。専用権、禁止権あたりの話をしたところで、そろそろ飽きてきた感じが見受けられた。

そこで、以下に示す、「引用商標」シート、「出願商標」シート、そして、4条の拒絶理由を簡素化した表を、2つに別れてもらった各グループに配った⁽⁴⁾。

	商標 Trade Mark	商品/役務 Goods/Services	引用商標/ Cited TM		出願商標/ Pending TM	
			著名性 Notability	登録 Registration	混同 Confusion	不正目的 Unfair-Intention
4条1項10号	同一 or 類似	同一 or 類似	✓	-	-	-
4条1項11号	同一 or 類似	同一 or 類似	-	✓	-	-
4条1項16号 10, 11号が優先	-	-	✓✓	-	✓	-
4条1項19号 10, 11, 16号が優先	-	-	✓✓	-	-	✓

拒絶理由の一覧表

出願商標

松竹梅酒造株式会社

商品/役務
日本酒

混同のおそれ
あるかも

不正の目的
不明

「出願商標」シート

引用商標
松竹梅
商品/役務
日本酒
登録
済み
著名性
あり

「引用商標」シート

そして、一方のグループから他方のグループに「出願商標シート」を提出してもらい、これを受領した他方のグループは、手元にある「引用商標シート」や、両シートに記載された状況情報を、上記の表にあてはめながら、拒絶理由を述べてもらう、というゲームをやってもらった。最初は戸惑いもあったようだが、生徒達はコツをつかむとスラスラと処理していった。



与えられた商標シートを検討中

興味深い認定がいくつもあった。例えば、上記の「松竹梅酒造株式会社」の出願を、「松竹梅」によって4条1項11号で拒絶するという判断を下したある生徒は、『“松竹梅酒造株式会社”っていう名前はそもそも長すぎるし、この場合、実際には“松竹梅”という名称だけが使われるだろうから、両商標は類似!』といった意見を述べていた。これは、実際の判例における認定と非常に似ており、わたし自身、とても驚かされた。



生徒達によるなかなか鋭い議論

また、商標の外観、称呼、観念類似については、大まかな説明をただけであったが、ある生徒は、『あ、それじゃ、“こんにちは・キティ”って出願しても、“ハロー・キティ”があるから拒絶されちゃうだろうね』といったことを、さらっと口走っていた。講師として非常に嬉しい瞬間であった。

8. おわりに

この記事を目にされたのも何かのご縁。海外に飛び出してみようと思っておられる皆様方、或いは、既に海外でご活躍されておられる皆様方にご提案させていただきたい。ぜひ、現地の補習授業校を訪れてみてはいかがでしょうか。そして、もし、状況が許すのであれば、講師になってみてはどうだろう。

わたしは、ここキャンベラで、たまたま、国語を担当させていただいているが、本来、弁理士（特に、特許系の弁理士）は、文系と理系の橋渡しになる役割を担っていることが多いであろうから、現地の補習授業校では、理系・文系なんでもござれのユーティリティー・プレーヤとして、貢献できることも多いように思われる。

もっとも、実際に教えるということになれば、その責任は軽くなく、授業の準備のために割く時間も相当なものであるから、あまり安易に勧めるべきではないのかもしれない。

しかし、弁理士が、一般的な知財という枠を超えて社会に貢献できる場が海外の補習授業校にあった、ということは、個人的には大きな驚きであり、また、収穫であったように思うので、この機会にご報告させていただいた次第である。

注

- (1) 1996 年以降、F1 のオーストラリア・グランプリの開催地はメルボルンに変更されている。
- (2) キャンベラに住む日本人の人口については、「外務省領事局政策課」が発行している「海外在留邦人数調査統計 平成 24 年速報版 平成 23 年 10 月 1 日現在」を参照した。
- (3) 「日本人学校」「補習授業校」の定義については、インターネットサイトである Wikipedia の同項目を参照した。
- (4) 引用商標、出願商標などについては、特許庁が発行した「平成 24 年度 知的財産権制度説明会（実務者向け）テキスト」を参照した。

なお、日本の大手法律事務所でご活躍されている瀧澤文弁

理士に、こちらのキャンベラの高校生が興味を持ってもらえそうな知的財産案件として、非常に興味深い、商標の侵害訴訟案件や、不正競争防止法による訴訟案件をご教示いただいた。この場を借りて、厚く、御礼申し上げます。

せっかくご教示いただいたにもかかわらず、当該案件を、授業の教材として未だ使えていないのは、これらの題材の判決に至る経緯や判決文の内容を、高校生達に教えられる程に理解できていないとを筆者自身が痛感したことによる。もっとしっかりと勉強をさせていただき、生徒達からの容赦のない質問の嵐に耐えられると、一応の自信を感じられた暁には、堂々と教材とさせていただきますつもりである。

(原稿受領 2013. 5. 7)

日本弁理士会の『特許等出願援助制度』をご活用ください

～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

特許出願等援助制度とは？

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

援助対象者は？

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

援助の費用は？

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

援助の条件は？

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

利用の流れ

- 申請
- 審査
- 審査結果の通知
- 援助が決定したら弁理士の設定
- 契約
- 援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで

特許出願等援助制度